

「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」概要

1 目的（第1条）

自転車の活用による環境への負荷の低減、県民の健康の増進並びにスポーツ及び観光の振興を図ることが重要な課題であり、今後、自転車の利用の増加が見込まれるため、自転車に関係する事故の件数が増加するおそれがあることに鑑み、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に推進し、もって県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図ることを目的とする。

2 基本理念（第3条）

自転車の安全で適正な利用の促進は、県民、事業者等が自転車の安全で適正な利用について自ら理解を深め、かつ、県、県民、事業者等が連携し、及び協力することにより、自転車に関係する事故の防止を図ることを旨として、行われなければならない。

3 責務（第4条～第8条）

(1) 県の責務（第4条）

県民、自転車利用者、事業者、交通安全団体、学校、市町村、国と連携、協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に推進する。

(2) 県民の責務（第5条）

- ① 学校、地域等における自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組に参加するよう努める。
- ② 県、市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努める。

(3) 自転車利用者の責務（第6条）

- ① 自転車の安全で適正な利用に関する知識を習得するとともに、道路交通法に規定する車両の運転者であることを自覚し、道路の積雪、凍結等の状況を考慮した上で、自転車の安全で適正な利用をし、又はその利用を取りやめるよう努める。
- ② 県、市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努める。

(4) 事業者の責務（第7条）

- ① 自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を行うよう努める。
- ② 県、市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努める。

(5) 交通安全団体の責務（第8条）

県、市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努める。

4 家庭における理解の醸成等（第9条）

- ① 県は、家庭において自転車の安全で適正な利用に関する理解の醸成が図られるよう必要な措置を講ずる。
- ② 保護者は、監護する未成年者に対し、自転車を安全で適正に利用させるため、必要な教育を行うよう努める。

5 交通安全教育等（第10条）

- ① 県は、県民、事業者等が自転車の安全で適正な利用について理解を深めることができるよう、交通安全教育及び自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行う。
- ② 県は、事業者、交通安全団体、市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組、施策を支援するため、情報提供等の必要な措置を講ずる。
- ③ 事業者は、自転車を利用して通勤し、又は事業活動において自転車を利用する従業者に対し、交通安全教育及び自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努める。
- ④ 小学校、中学校、高等学校の長は、児童、生徒に対し、交通安全教育及び自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努める。
- ⑤ 大学、高等専門学校、専修学校等の長は、学生、生徒に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努める。

6 路面標示等（第11条）

県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、自転車が通行する場所を明示する路面への表示その他の必要な措置を講ずる。

7 自転車損害賠償責任保険等への加入（第12条）

自転車利用者、保護者（監護する未成年者について）、自転車利用事業者、自転車貸付事業者は、それぞれの自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等へ加入する。

8 自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等（第13条）

- ① 自転車小売等事業者は、自転車購入者等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努める。加入していることを確認できないときは、自転車購入者等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努める。
- ② 中学校、高等学校等の長は、自転車を利用して通学する生徒及びその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努める。
- ③ 学校の長は、児童、生徒、学生に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努める。
- ④ 自転車貸付事業者は、借受者に対し、貸付け用の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努める。

9 自転車の点検及び整備等（第14条）

- ① 自転車利用者、自転車利用事業者、自転車貸付事業者、保護者（監護する未成年者について）は、自転車の点検、整備を行うとともに、乗車用ヘルメットをかぶる又はかぶらせる等安全上の措置を講ずるよう努める。
- ② 自転車貸付事業者、自転車小売等事業者は、自転車の点検、整備の必要性等の情報提供を行うよう努める。
- ③ 自転車利用者（利用者が未成年者である場合は、保護者）は、道路、公園、商業施設等に、利用する自転車を、通行人、客等の通行を妨げるように置かないよう、かつ、放置すること（正当な理由なく長期間置くこと）のないよう努める。
- ④ 自転車利用者（利用者が未成年者である場合は、保護者）は、施錠等の防犯上の措置を講ずるよう努める。

10 市町村の条例との関係（第15条）

市町村の条例により、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策が講じられるときは、本条例の規定は適用しない。

11 施行日（附則）

公布の日（令和元年12月24日）

ただし、「7 自転車損害賠償責任保険等への加入（第12条）」は令和2年7月1日